十四、男女同一労働に同一賃銀獲得に関する件

提出　東北紡織産業労働組合

説明　松井繁子

同一労働に従事する男子に比して婦人労働者の賃銀の低劣なるは(一)婦人は家族の扶助を受けて居る(二)婦人の生活費は男子のそれに比して少し(三)婦人は男子ほど仕事上に能率を有しないの理由によるが之等は全然現代の労働婦人の生活を知らざるか或は故意に枉げて観察するものの言葉である。即ち(一)労働婦人は家族の扶助者である。現に日本の~~[illegible]~~紡[illegible]会出稼ぎの労働婦人に